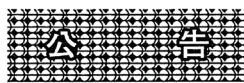


別表第1の不在者投票のできる病院中「御代田中央記念病院」を「医療法人社団軽井沢西部総合病院」に改める。

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松本村井

松本市村井町南二丁目1064番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称の変更

(変更前) (仮称) イオンタウン松本村井

(変更後) イオンタウン松本村井

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社ヤマダデンキ	上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号
未定	—	—
未定	—	—

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号
株式会社ヤマダデンキ	上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2-15
株式会社フローリストはなこま	馬場 巧	須崎市大字塩川652-1
株式会社クリーン・ア・グリーン	本庄 耕介	東筑摩郡山形村952-1

4 変更した年月日

令和4年12月8日ほか

5 届出年月日

令和5年2月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月16日から令和5年6月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パウ川中島店

長野市川中島町御厨字寺沢973番2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	梅田 圭	東京都中央区八重洲一丁目2番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
みずほ信託銀行株式会社	梅田 圭	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ドン・キホーテ	安田 隆夫	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ドン・キホーテ	吉田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
はるやま商事株式会社	中村 宏明	岡山県岡山市北区表町一丁目2番3号

4 変更した年月日

平成21年9月25日ほか

5 届出年月日

令和5年2月3日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年2月16日から令和5年6月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン松本村井
松本市村井町南二丁目1064番1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンビッグ株式会社	午前7時	午後11時
株式会社ヤマダデンキ	午前9時	午後9時
未定	—	—
未定	—	—

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンビッグ株式会社	午前7時	午後11時
株式会社ヤマダデンキ	午前9時	午後9時
ウエルシア薬局株式会社	午前9時	午後9時
株式会社フローリストはなこま	午前9時30分	午後7時
株式会社クリーン・ア・グリーン	午前10時	午後7時

- 変更する年月日
令和5年2月3日
- 届出年月日
令和5年2月2日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課
- 縦覧の期間
令和5年2月16日から令和5年6月16日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 意見書の提出先
長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

県営古池原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称
県営畑地帯総合土地改良事業
- 2 工事の着手年月日
平成30年9月13日
- 3 工事の完了年月日
令和5年1月25日

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久圏域（小海・佐久穂・小諸・軽井沢・佐久都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
小海都市計画区域、佐久穂都市計画区域、小諸都市計画区域、軽井沢都市計画区域、佐久都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県佐久建設事務所整備課、小海町役場産業建設課、佐久穂町役場総合政策課、小諸市役所都市計画課、軽井沢町役場地域整備課、佐久市役所都市計画課及び御代田町役場建設水道課
- 4 縦覧期間
自 令和5年2月17日
至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上小圏域（上田・東御都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
上田都市計画区域、東御都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課、長野県上田建設事務所整備課、上田市役所都市計画課及び東御市役所建設課
- 4 縦覧期間
自 令和5年2月17日
至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

諏訪圏域（岡谷・諏訪・茅野・下諏訪・富士見都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

岡谷都市計画区域、諏訪都市計画区域、茅野都市計画区域、下諏訪都市計画区域、富士見都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所整備課、岡谷市役所都市計画課、諏訪市役所都市計画課、茅野市役所都市計画課、下諏訪町役場建設水道課及び富士見町役場建設課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

上伊那圏域（伊那・駒ヶ根・辰野・箕輪・飯島都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

伊那都市計画区域、駒ヶ根都市計画区域、辰野都市計画区域、箕輪都市計画区域、飯島都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県伊那建設事務所整備課、伊那市役所都市整備課、駒ヶ根市役所都市計画課、辰野町役場建設水道課、箕輪町役場建設課、飯島町役場建設水道課、南箕輪村役場建設水道課、中川村役場建設環境課及び宮田村役場建設課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

飯伊圏域（飯田・松川・高森都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

飯田都市計画区域、松川都市計画区域、高森都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県飯田建設事務所整備課、飯田市役所地域計画課、松川町役場建設水道課及び高森町役場建設課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

木曾圏域（木曾福島・上松都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

木曾福島都市計画区域、上松都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県木曾建設事務所整備・建築課、木曾町役場建設農林課及び上松町役場建設水道課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

大北圏域（大町・池田・白馬都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大町都市計画区域、池田都市計画区域、白馬都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県大町建設事務所整備・建築課、大町市役所建設課、池田町役場総務課、松川村役場総務課及び白馬村役場総務課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年2月16日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

北信圏域（中野・山ノ内・飯山・野沢温泉都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

中野都市計画区域、山ノ内都市計画区域、飯山都市計画区域、野沢温泉都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県北信建設事務所整備課、中野市役所都市計画課、山ノ内町役場建設水道課、飯山市役所まちづくり課及び野沢温泉村役場建設水道課

4 縦覧期間

自 令和5年2月17日

至 令和5年3月2日

都市・まちづくり課

公告

令和5年2月1日、茅野市池の平土地改良区の定款変更を認可しました。

令和5年2月16日

長野県諏訪地域振興局長 宮原 渉

農地整備課

公告

令和5年2月8日、河東土地改良区の定款変更を認可しました。

令和5年2月16日

長野県長野地域振興局長 中坪 成海

農地整備課